



暖房温度を暖め過ぎず適温(20℃以下)に設定しましょう。重ね着や膝掛けなど、暖房に頼らず暖かく過ごす工夫をしましょう。

### 冬のリライフスタイル

#### 実践

キャンペーン期間  
12月1日～3月20日

海水面上昇や異常気象など、深刻な影響が心配される地球温暖化。それを食い止めるには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出をできるだけ抑えることが必要です。暖房によりエネルギー使用量が増える冬、県と町では温暖化防止のためのキャンペーンを実施しています。また、町内の小中学校の協力を得て実施した夏のエコライフDAYの結果もお知らせします。

**地球温暖化を防ぐことが出来るのは、あなたです!!**冬**の温暖化対策に御協力を**

### 夏のエコライフDAY

#### 実践

1日、環境により生活にチャレンジしてみませんか。省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握していただきます。チェックシートは、三芳町役場自治環境課にあります。

自治会、学校、団体、企業単位で、又は、県のホームページからも参加できます。  
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolife/colife/AY.html>)  
温暖化防止は皆さん一人ひとりが主役です。身近な省エネをお願いします。

### 夏のエコライフDAY

町では教育委員会の協力を得て、小学校5校・中学校3

# 家庭児童相談(子ども家庭なんでも相談)

18歳未満の子どもを取りまく家庭の問題や子育ての悩みを専門の相談員「家庭児童相談員」が受け一緒に解決の方法を考えていきます。子ども本人、家族、地域の方など、どなたからでも相談に応じます。子ども本人一人で悩まないで相談ください。

### 家庭児童相談

(子ども家庭なんでも相談)

相談日/月、金曜日  
相談時間/午前9時～午後5時(祝日を除く)  
☎25810055  
(直通ダイヤル)

- 例
- ☐しつけや性格・行動が心配
- ☐落ち着きがない、友達関係が心配、おねしょ、チック等。
- ☐幼稚園、学校に行きたがらない。
- ☐いじめを受けたり、体の不調を訴えたり学校に行きたがらない。
- ☐言葉や発達が心配。
- ☐言葉が出るのが遅い、不明瞭、



身体的、知的な発達が遅れているように思う。  
☐非行について  
夜遊び、家出、外泊、学校をさぼる、シンナーを吸う、万引きなどの行動が見られる。

- ☐家庭で子どもが育てられない。保護者の病気・離婚・死亡等の理由で子どもを育てられない。
- ☐保護者から不当に扱われている。子どもが虐待など不当な扱いを受けていると思われる子どもを発見したとき。
- ☐相談について
- ☐電話、面接、訪問での相談ができます。
- ☐個人のプライバシーは厳守します。
- ☐相談は無料です。
- ☐専門の機関とも連携して解決の方法を考えます。

問い合わせ  
子ども家庭課児童福祉係  
(内線165)

## 北永井第3区の漏水調査を実施します

漏水調査を次のとおり実施します。この調査は、町から委託を受けた業者が、みなさまのお宅の止水栓や、メーターを調査するものです。調査員は、水道事業管理者発行の身分証明書を随時携帯し、写真のような腕章をしています。不審な点がありましたら、水道課へ問い合わせください。ご協力をお願いいたします。  
問い合わせ 水道課(内線252)



委託業者  
㈱日本漏防コンサルタント  
調査期間  
12月1日～3月10日  
調査区域  
北永井地区内(第3区)

※調査員は、他の調査を進めたり、各種器具の購入の勧誘は、行っておりません。

### 家電を買換えるときに

省エネ性能に注目しましょう。省エネ性能を分かりやすく示す「省エネラベル」が、16品目について定められています。できるだけ省エネ性能の高い製品を選ぶことで、毎日の二酸化炭素排出を削減できます。もちろん電気代もお得です。

この商品の省エネ性能は?

省エネ基準達成率 100% 省エネルギー消費効率 450Wh/年

【メーカー】

1年間使用した場合の目安電気料

9,900円

『統一省エネラベル』

エアコン、冷蔵庫、テレビにはこのラベルが付いています。星の数で、市場に出回っている製品の省エネ性能を比較できます。

この商品の省エネ性能は?

省エネ基準達成率 120% 省エネルギー消費効率 230Wh/年

【メーカー】

この商品の1年間使用した場合の目安電気料

5,060円

『簡易ラベル』

省エネ基準をどれだけ達成しているかを[%]で示しています。この数字が大きいほど省エネ性能に優れています。

キャンペーン協力店で使用しています。  
キャンペーン協力店はホームページに一覧があります。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/index.html>

## フロン回収に御協力を

飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコン等の業務用冷凍空調機器に使われているフロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、機器の廃棄時等には知事登録業者への回収委託が必要です。

関係者の役割や回収手続を明文化した改正法が平成19年10月から施行されました。  
適切なフロン類の回収にご協力をお願いします。

問い合わせ  
埼玉県環境部青空再生課  
☎048-830-1298  
西部環境管理事務所  
☎244-11250